

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

【歳入決算額】 地方消費税交付金 271,209千円 （一般分 117,653千円、社会保障財源分 153,556千円）

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,631,936千円

（単位：千円）

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の交付金）	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	137,306	20,197	0	4,713	4,131	108,265
	障害者福祉費	339,025	225,144	0	0	22,898	90,983
	老人福祉費	241,211	30,813	0	3,948	44,016	162,434
	社会福祉施設費	9,549	0	0	0	0	9,549
	国民年金費	5,229	3,024	0	0	0	2,205
	国民健康保険事業費	107,277	53,282	0	0	8,954	45,041
	地域福祉基金費	5	0	0	0	0	5
	介護保険事業費	208,841	7,765	0	4,847	41,740	154,489
児童福祉費	児童福祉総務費	129,724	57,581	0	7,646	7,414	57,083
	児童措置費	304,469	217,636	0	12,771	18,073	55,989
	子ども・子育て支援給付費	15,883	12,366	0	0	862	2,655
保健衛生費	保健衛生総務費	59,305	0	0	71	0	59,234
	予防費	64,627	1,765	0	3,952	4,564	54,346
	母子衛生費	5,674	250	0	0	904	4,520
	子育て世代包括支援センター母子保健型事業	3,811	2,219	0	0	0	1,592
合 計		1,631,936	632,042	0	37,948	153,556	808,390

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）について、地方税法第72条の116に「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。以下同じ。）に要する経費（以下、社会保障施策経費という。）に充てるものとする」と規定されていることから、当該地方消費税収を社会保障施策経費に充てていることを示すものです。